

山口労働局職業安定部職業安定課職員【産休代替臨時的任用職員】募集要項

山口労働局職員の産前・産後休暇取得に伴い、その代替職員を募集します。

1 職種

山口労働局職業安定部職業安定課に臨時的に任用される常勤職員

2 業務内容

山口労働局職業安定部職業安定課における以下の業務

- ・ 雇用保険給付業務に関すること。(資格決定、失業認定、就職促進手当、教育訓練給付等)に関すること
- ・ 雇用保険適用業務に関すること。(事業所設置・廃止、被保険者資格取得・喪失関係、雇用継続給付等)に関すること
- ・ 債権の管理の事務に関すること
- ・ 雇用保険に関する印刷物の作成等に関すること
- ・ その他雇用保険関係業務全般

3 募集人数 1人

4 応募資格

(1)パソコンでのキーボード入力ができること(10 分間で 300 文字程度)

(2)雇用保険業務に関する経験・知識があればなお良い

(3)以下に該当する方は応募できません

- ①日本国籍を有しない方
- ②国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

③平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

5 採用方法

選考による採用となり、国家公務員法第60条第1項及び人事院規則8－12(職員の任免)第 39 条第1項第2号の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

任期は産前・産後休暇期間の令和8年 10 月 26 日から令和9年1月 15 日までとなります。

なお、出産日によって任用期間を変更することがあります。

6 採用日

令和8年 10 月 26 日(月)を予定しています。

7 勤務地

山口労働局職業安定部職業安定課(山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎2号館)

8 勤務時間・休暇

勤務時間は8時 30 分から 17 時 15 分まで(12 時 00 分から 13 時 00 分までは休憩時間)の1日 7時間 45 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用

を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当(扶養手当、住居手当、勤務手当等)が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1)履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴(就職支援に関する業務に従事した経験については詳細にお書きください)及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2)作文の提出

次の課題について、作文による書類審査を実地します。

<作文の課題>(800 文字程度)

「志望動機(自らの能力・経験を生かして)」をテーマにして、A4版ヨコ書き、800 文字程度で作成してください。

※提出様式は任意とします。

(3)応募先

(1)及び(2)を、1つの封筒に同封し、山口労働局総務部総務課人事係あて郵送(直接持参も可)してください。あて先は下記13のとおりです。

応募の秘密については厳守します。

また、応募書類については、不採用の場合、返却いたします。

11 応募期限

令和8年9月 18 日(金)必着

12 選考方法

【第1次選考】

(選考内容)

職務経歴及び作文による書類審査

※職務経歴による経歴評定の通過者の作文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

(選考通過者発表)

令和8年9月 30 日(水)発送予定

(合否に関わらず全員に郵送にて通知します。)

【第2次選考】

(人物試験(個別面接))

人物試験による審査

試験日は令和8年 10 月8日(木)予定

(詳細な日時及び場所については、第1次選考通過者あてに通知します。)

(合格者発表)

令和8年 10 月 14 日(水)発送予定

(合否に関わらず全員に郵送にて通知します。)

13 応募などに関する照会先

山口労働局総務部総務課人事係(井本・西村・景山)

住所: 〒753-8510 山口県山口市河原町6番 16 号 山口地方合同庁舎2号館

電話: 083-995-0360

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給(いわゆる基本給)及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます(19万円～31万円程度。一般的な例)。
- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
 - 扶養手当…扶養親族のある者に、子1人につき 13,000 円等
 - 住居手当…借家等(賃貸のアパート等)に住んでいる者に、月額最高 28,000 円
 - 通勤手当…交通機関を利用している者等に、運賃等相当額(1か月あたり最高 150,000 円)
 - 期末手当・勤勉手当(いわゆるボーナス)…在職期間に応じて支給します